

制定：平成14年 1月 31日
改正：平成21年 8月 1日
平成22年 4月 1日
平成25年 4月 1日
平成26年 4月 1日
平成26年 10月 1日
令和3年4月1日
令和7年4月1日

特定非営利活動法人群馬大クラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人群馬大クラブと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市関根町二丁目2番地の11に置く。

(目的)

第3条 この法人は、健康でスポーツが行える生活スタイルづくり等に関する事業を行い、県民の豊かなこころ、豊かなからだ、豊かな生活、ひいては豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る運動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子供の健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 健康スポーツを科学的、総合的に実践するシステムづくり
 - ② 健康スポーツクラブづくりの支援
 - ③ 健康スポーツ指導者の派遣サービス
 - ④ 健康スポーツのエリアに関する情報サービス
 - ⑤ 国際的な健康スポーツ文化交流の企画、運営
 - ⑥ その他健康スポーツに関する種々な活動
 - ⑦ 子育て支援に関する事業
 - ⑧ 高齢者の生活支援に関する事業
 - ⑨ 講師等の派遣事業
 - ⑩ 児童クラブに関する事業
 - ⑪ 休耕田の活用などに関する事業

2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問を若干名置く

- 2 顧問は、総会において委嘱する。
- 3 任期は2年とし再任されることができる。
- 4 この法人の理事会、総会において意見を述べるることができる。さらに、理事、監事の業務に助言することができる。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき。

（招集）

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決事項）

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

（議決）

第30条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（社員の表決権等）

第31条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正社員は、第27条、前条、次条第1項及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときには、その日から起算して10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第39条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第40条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する。

(理事の表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る活動に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(財産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第47条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の決議を行うときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第57条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数で決した団体に譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金：5,000 円

年会費：3,000 円

(2) 賛助会員

入会金：なし

年会費：1口3,000 円以上

(3) 参加会員

月会費：週1回/1,000円以上

週2回/+1,000円以上

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成15年7月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。

附則 この規則は平成21年 8月 1日から施行する。

附則 この規則は平成22年 4月 1日から施行する。

附則 平成25年 4月 1日一部変更（第2条関係）。

附則 平成26年 4月 1日一部変更（第2条関係）。

附則 平成26年 10月 1日一部変更（第5条・第44条・第47条関係）。

附則 令和 3年 4月 1日一部変更（第5条・事業に関する事）

附則 令和 7年 4月 1日一部変更（附則・会費に関する事）

別 表

特定非営利活動法人群大クラブ役員名簿

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬の有無
理事	柳川 益美	前橋市関根町3-18-2	R5.4.1~R8.3.31	無
理事	村上 正巳	前橋市上小出町3-21-21	R5.4.1~R8.3.31	無
理事	萩原 敬吾	前橋市関根町一丁目10番地2	R5.4.1~R8.3.31	無
理事	鈴木 数成	前橋市総社町二丁目11番地3	R5.4.1~R8.3.31	無
理事	柳川 美麿	群馬県前橋市緑が丘町26番地34	R5.4.1~R8.3.31	無
監事	有田 邦夫	高崎市上並榎町580-4	R5.4.1~R8.3.31	無

以上 余白

本定款は原本と相違ないことを証明する。

令和7年4月1日

特定非営利活動法人群大クラブ

理 事 長 柳 川 益 美

